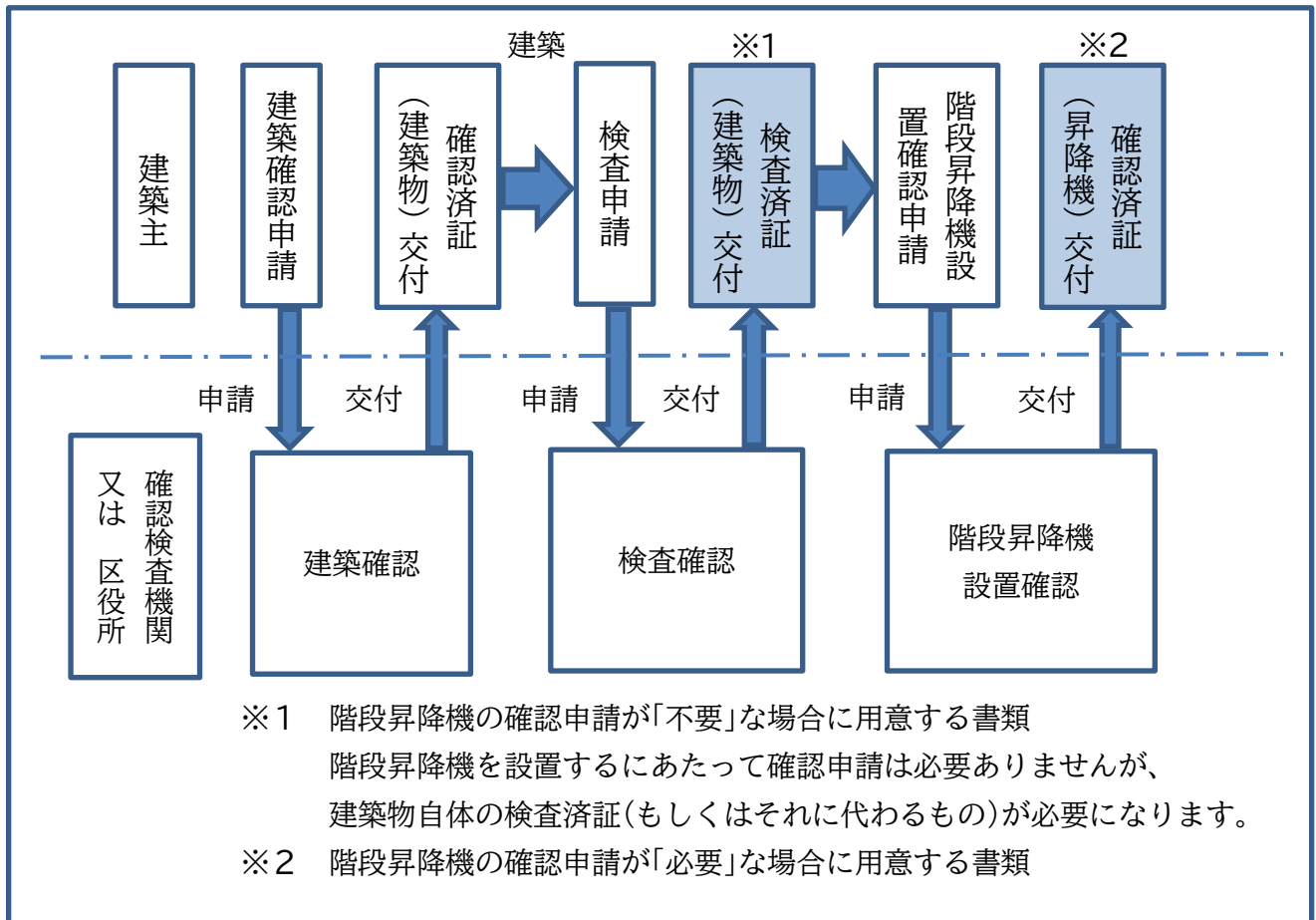


設備等新設給付「階段昇降機の新設」の給付を希望される方へ

設備等新設給付「階段昇降機の新設」の給付を受ける場合、給付要件に該当するか確認が必要となります。給付をご希望の方は、必ず事前に高齢福祉課へご相談ください。

申請書類の一つとして、下記図の「※1」、「※2」のいずれかの書類が必要になります。

建築基準法上必要な書類交付のための流れ



階段昇降機を設置する建築物の建物規模や用途によって、必要な書類に違いがあります。

・階段昇降機の確認申請が「不要」な場合

次の①, ②いずれかを満たすもの

① 住戸内のみを昇降する階段昇降機等を設置する場合

② 次のA～Dすべてを満たす建物に階段昇降機等を設置する場合

A. 2階建て以下、 B. 延べ面積 500 m²以下、 C. 高さ 16m以下

D. 一戸建住宅、小規模事務所等(建築基準法第6条第1項第1号に該当しない建築物)

・階段昇降機の確認申請が「必要」な場合

上記以外の建築物

【設備新設給付「階段昇降機の新設」の申請をする上で必要な書類】

1 階段昇降機の確認申請が「不要」な場合

下記①、②、③のいずれかが必要になります。

① 階段昇降機を設置する建築物の「検査済証」

建築物を建てた後、検査を受けた場合に交付されています。

② 階段昇降機を設置する建築物の「記載事項証明」

建築物を建てた後に上記①検査済証の交付を受けたが、検査済証を紛失等した場合は、検査済証交付年月日の記載がある記載事項証明が検査済証の代わりとなります。

記載事項証明は建築課管理担当(03-5246-1332)で発行できます。

③ 階段昇降機を設置する建築物の現況調査

建築物の完成時に検査確認をしていない場合には、一級建築士等による現況調査により、建築物が法令に違反していないかを確認する必要があります。

調査の詳細につきましては、事前に建築課建築担当(03-5246-1334)にご相談ください。

2 階段昇降機の確認申請が「必要」な場合

下記①、②のいずれかの書類が必要になります。

① 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証(昇降機)

建築課設備担当(03-5246-1336)で申請ができます。申請方法等は建築課へご確認ください。

② 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証(昇降機)

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した機関で申請できます。申請方法等は各機関へご確認ください。

住宅改修全般のお問い合わせは下記へ
高齢福祉課 総合相談・給付担当
03-5246-1222